

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(31) 一略一	(1)～(31) 一略一
(32) 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 甲種危険物取扱者試験にあっては <u>6,500円</u> 、 乙種危険物取扱者試験にあっては <u>4,500円</u> 、 丙種危険物取扱者試験にあっては <u>3,600円</u>	(32) 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 甲種危険物取扱者試験にあっては <u>6,600円</u> 、 乙種危険物取扱者試験にあっては <u>4,600円</u> 、 丙種危険物取扱者試験にあっては <u>3,700円</u>
(33)～(50) 一略一	(33)～(50) 一略一
(51) 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施 火薬類製造保安責任者試験手数料 <u>17,000円</u>	(51) 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施 火薬類製造保安責任者試験手数料 <u>18,000円</u>
(52)～(71) 一略一	(52)～(71) 一略一
(72) 高压ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高压ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験にあっては <u>9,000円</u> (行政手	(72) 高压ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高压ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験にあっては <u>9,300円</u> (行政手

実施

続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、8,500円)、丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験にあっては8,400円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、7,900円)、乙種機械責任者免

実施

続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、8,800円)、丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験にあっては8,700円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,200円)、乙種機械責任者免

状に係る製造保安責任者試験にあつては、9,000円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,500円）、第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験にあつては、9,000円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,500円）、第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験にあつては、8,400円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、7,900円）

状に係る製造保安責任者試験にあつては、9,300円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,800円）、第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験にあつては、9,300円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,800円）、第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験にあつては、8,700円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,200円）

(73) 高圧ガス保 販売主任 第一種販
安法第31条第2 者試験手 売主任者
項の規定に基づ 数料 免状に係
く販売主任者試 する販売主
験の実施 任者試験
にあつて
は7,600円
(電子情
報処理組
織により
受験願書
を提出す
る場合に
あつては、
7,100円)、
第二種販
売主任者
免状に係
る販売主
任者試験
にあつて
は6,000円
(電子情
報処理組
織により
受験願書
を提出す
る場合に
あつては、
5,500円)

(74)～(87) 一略一

(88) 電気工事士 電気工事 第一種電
法(昭和35年法 気工事士
律第139号)第4 気工事士
条第2項の規定 免状にあ
に基づく電気工 つては
事士免状の交付 5,900円、
第二種電
気工事士
免状にあ
つては
5,200円

(89) 電気工事士 電気工事 2,600円
法施行令(昭和 士免状再
35年政令第260 交付手数
号)第4条第1料

(73) 高圧ガス保 販売主任 第一種販
安法第31条第2 者試験手 売主任者
項の規定に基づ 数料 免状に係
く販売主任者試 する販売主
験の実施 任者試験
にあつて
は7,900円
(電子情
報処理組
織により
受験願書
を提出す
る場合に
あつては、
7,400円)、
第二種販
売主任者
免状に係
る販売主
任者試験
にあつて
は6,200円
(電子情
報処理組
織により
受験願書
を提出す
る場合に
あつては、
5,700円)

(74)～(87) 一略一

(88) 電気工事士 電気工事 第一種電
法(昭和35年法 気工事士
律第139号)第4 気工事士
条第2項の規定 免状にあ
に基づく電気工 つては
事士免状の交付 6,000円、
第二種電
気工事士
免状にあ
つては
5,300円

(89) 電気工事士 電気工事 2,700円
法施行令(昭和 士免状再
35年政令第260 交付手数
号)第4条第1料

項の規定に基づ
く電気工事士免
状の再交付

(90) 電気工事士 電気工事 2,000円
法施行令第5条 士免状書
の規定に基づく 換え手数
電気工事士免状料
の書換え

(91)～(109) ー略ー

(110) 液化石油 液化石油 20,700円
ガス法第38条の ガス設備 (電子情
5第2項の規定 士試験手 報処理組
に基づく液化石 数料 織により
油ガス設備士試 受験願書
験の実施 を提出す
る場合に
あつては、
20,200円)

(111)～(478) ー略ー

2 ー略ー

項の規定に基づ
く電気工事士免
状の再交付

(90) 電気工事士 電気工事 2,100円
法施行令第5条 士免状書
の規定に基づく 換え手数
電気工事士免状料
の書換え

(91)～(109) ー略ー

(110) 液化石油 液化石油 21,400円
ガス法第38条の ガス設備 (電子情
5第2項の規定 士試験手 報処理組
に基づく液化石 数料 織により
油ガス設備士試 受験願書
験の実施 を提出す
る場合に
あつては、
20,900円)

(111)～(478) ー略ー

2 ー略ー